

大田原市告示第23号

令和6年2月6日付け大田原市告示第11号により告示した大田原農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第12条第1項の規定により告示する。

なお、同法第12条第2項の規定により、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月5日

大田原市長 相馬 憲一

1 縦覧場所

大田原市役所本庁舎4階 産業振興部農政課内
(大田原市本町1丁目4番1号)

2 農業振興地域整備計画書の縦覧期間

令和6年3月5日以後常時据え置いてあります。

3 縦覧時間

土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く
午前8時30分から午後5時15分まで